

## 山梨県国民保護計画の変更(案)について

### 1 「国民の保護に関する基本指針」の変更(H20.10.24)を踏まえた追加・変更記述

#### (1) 現地調整所の設置(P64)

武力攻撃等による災害が発生した現場において、国民保護措置を迅速・的確に実施するためには、複数の関係機関による活動の円滑な調整や、情報の共有を図ることが重要であることから、現場活動の調整の場として「現地調整所」を設置し、連絡調整することを、新たに追加する。

「現地調整所」とは、災害現場に到着した関係機関(消防、警察、自衛隊、医療機関等)が、情報共有や消火、救急等の活動調整を連携して行うために設置する調整所

#### (2) 武力攻撃事態等合同対策協議会における相互協力(P65)

武力攻撃等の災害時においては、国や地方公共団体等の関係機関の間で、情報共有や意思の統一を図ることが重要であることから、武力攻撃事態等合同対策協議会における相互協力について、新たに追加する。

「武力攻撃事態等合同対策協議会」とは、国の現地対策本部と県や市町村の国民保護対策本部等が合同して、国民保護措置(避難の指示、救援等)についての情報交換や対応の協議を行う会議

#### (3) 安否情報システムの運用開始(H20.4.25)に伴う変更(P29)

### 2 その他の変更

#### (1) 協定名(全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定)の変更(H19.7.12)に伴う変更(P20)